

源泉所得税の改正について (平成 25 年 1 月 ~)

平成 24 年 11 月

復興特別所得税の施行に伴い、平成 25 年 1 月分以後の源泉徴収税は、下記のとおり従来の税額に 2.1% 加算して計算することとなりますのでお知らせいたします。

源泉徴収税額

給与

税務署から送付されました「平成 25 年分 源泉徴収税額表」に基づいて計算徴収してください。

報酬等

改正前 10%

改正後 10.21%

* 支払金額 100 万円超については、20.42%

(例) デザイン報酬 100,000 円の支払額計算

改正前 $100,000 \times 1.05$ (消費税) - $100,000 \times 10\%$ (源泉税) = 95,000 円

改正後 $100,000 \times 1.05$ (消費税) - $100,000 \times 10.21\%$ (源泉税) = 94,790 円

留意点

端数処理について

源泉徴収税額の計算上、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

適用開始時期について

1 給与

・平成 24 年 12 月分給与を平成 25 年 1 月に支払う場合(当月分翌月以後払い規定)

改正後の税額表で計算

・平成 24 年 12 月以前に支払うべきであった未払給与を平成 25 年 1 月以後に支払う場合

改正前の税額表で計算

2 報酬等

・平成 24 年 12 月分報酬を平成 25 年 1 月に支払う場合

改正前の税率(10%)で計算

・平成 24 年 12 月以前に支払うべきであった未払報酬を平成 25 年 1 月以後に支払う場合

改正前の税率(10%)で計算

報酬等のグロスアップ計算

(例) 報酬手取り 100,000 円の場合

改正前 $100,000 \div 0.9 = 111,111 \times 1.05$ (消費税) = 116,666 円

改正後 $100,000 \div 0.8979 = 111,370 \times 1.05$ (消費税) = 116,938 円

当事務所の税理士報酬について

平成 25 年 1 月分以後請求分より、上記のとおり 10.21% を源泉徴収のうえお支払ください。
(自動振替をご利用のお客さまは当方で改定手続きをいたします)